

議案第16号

世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成31年3月25日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 堀 恵子

(提案説明)

世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則を一部改正するために本案を提出する。

世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則（平成16年12月世田谷区教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「、委員会が必要があると認めたときを除き」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則 平成16年12月28日世教委規則第18号</p>	<p>世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則 平成16年12月28日世教委規則第18号</p>
<p>改正 平成22年11月26日世教委規則第16号 平成25年3月29日世教委規則第4号 平成29年3月31日世教委規則第11号</p>	<p>改正 平成22年11月26日世教委規則第16号 平成25年3月29日世教委規則第4号 平成29年3月31日世教委規則第11号</p>
<p>世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則 (目的)</p>	<p>世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則 (目的)</p>
<p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6第1項の規定に基づき設置する世田谷区学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6第1項の規定に基づき設置する世田谷区学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(呼称) 第2条 協議会は、学校運営委員会と称する。</p>	<p>(呼称) 第2条 協議会は、学校運営委員会と称する。</p>
<p>(設置等) 第3条 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）は、世田谷区立の小学校及び中学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合は、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。</p>	<p>(設置等) 第3条 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）は、世田谷区立の小学校及び中学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合は、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。</p>
<p>2 委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ対象学校（当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の所在する地域の住民、当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び当該対象学校の校長の意見を聴取するものとする。</p>	<p>2 委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ対象学校（当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の所在する地域の住民、当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び当該対象学校の校長の意見を聴取するものとする。</p>
<p>3 委員会は、協議会を置いたときは、その旨を、対象学校の校長に</p>	<p>3 委員会は、協議会を置いたときは、その旨を、対象学校の校長に</p>

改正後	改正前
<p>対して通知するとともに、告示するものとする。  (承認事項)</p>	<p>対して通知するとともに、告示するものとする。  (承認事項)</p>
<p>第4条 法第47条の6第4項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。  (1) 施設の管理に関する事  (2) 組織の編成に関する事  (3) 配付予算の執行計画に関する事  (学校運営等に関する意見の申出)</p>	<p>第4条 法第47条の6第4項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。  (1) 施設の管理に関する事  (2) 組織の編成に関する事  (3) 配付予算の執行計画に関する事  (学校運営等に関する意見の申出)</p>
<p>第5条 法第47条の6第7項に規定する教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事とする。  2 協議会は、法第47条の6第6項の規定により委員会に対して意見を述べるとき又は同条第7項の規定により委員会若しくは東京都教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。  (委員)</p>	<p>第5条 法第47条の6第7項に規定する教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事とする。  2 協議会は、法第47条の6第6項の規定により委員会に対して意見を述べるとき又は同条第7項の規定により委員会若しくは東京都教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。  (委員)</p>
<p>第6条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。  (1) 法第47条の6第2項第1号から第3号までに掲げる者  (2) 対象学校に就学予定の幼児又は児童の保護者  (3) 対象学校を卒業した者  (4) 学識経験者  (5) 対象学校の校長  (6) 前各号に掲げる者のほか、委員会が特に必要があると認める者  2 委員の数は、10人以内とする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、16人以内において必要な数とすることができる。  (任期)</p>	<p>第6条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。  (1) 法第47条の6第2項第1号から第3号までに掲げる者  (2) 対象学校に就学予定の幼児又は児童の保護者  (3) 対象学校を卒業した者  (4) 学識経験者  (5) 対象学校の校長  (6) 前各号に掲げる者のほか、委員会が特に必要があると認める者  2 委員の数は、10人以内とする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、16人以内において必要な数とすることができる。  (任期)</p>
<p>第7条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。</p>	<p>第7条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。</p>

改正後	改正前
<p>2 委員が前項の任期の間に前条第1項各号に規定する委員たる要件を欠くに至った場合においては、当該委員の任期は、当該要件を欠くに至った日までとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員の任期は、通算して8年を超えることができない。</p>	<p>2 委員が前項の任期の間に前条第1項各号に規定する委員たる要件を欠くに至った場合においては、当該委員の任期は、当該要件を欠くに至った日までとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員の任期は、<u>委員会が必要があると認めるときを除き</u>、通算して8年を超えることができない。</p>
<p>(免職)</p>	<p>(免職)</p>
<p>第8条 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を免ずる。</p> <p>(1) 職務実績が良くないとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p>(3) 委員としてふさわしくない非行のあったとき。</p> <p>(4) 会議の正常な運営に協力しないとき。</p>	<p>第8条 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を免ずる。</p> <p>(1) 職務実績が良くないとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p>(3) 委員としてふさわしくない非行のあったとき。</p> <p>(4) 会議の正常な運営に協力しないとき。</p>
<p>2 委員会は、前項各号の規定により委員の職を免じたときは、その旨及び理由を書面により委員の職を免ぜられた者に通知しなければならない。</p>	<p>2 委員会は、前項各号の規定により委員の職を免じたときは、その旨及び理由を書面により委員の職を免ぜられた者に通知しなければならない。</p>
<p>(委員の辞任)</p>	<p>(委員の辞任)</p>
<p>第8条の2 委員は、心身の故障その他の理由により辞職しようとするときは、その旨を書面により委員会に申し出なくてはならない。</p>	<p>第8条の2 委員は、心身の故障その他の理由により辞職しようとするときは、その旨を書面により委員会に申し出なくてはならない。</p>
<p>(守秘義務)</p>	<p>(守秘義務)</p>
<p>第8条の3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p>	<p>第8条の3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p>
<p>(委員長等)</p>	<p>(委員長等)</p>
<p>第9条 協議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。この場合において、対象学校の校長は、委員長となることができない。</p>	<p>第9条 協議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。この場合において、対象学校の校長は、委員長となることができない。</p>

改正後	改正前
2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。	2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。 (招集)	3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。 (招集)
第10条 協議会は、委員長が招集する。 (会議)	第10条 協議会は、委員長が招集する。 (会議)
第11条 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。	第11条 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 (意見聴取等)	2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 (意見聴取等)
第12条 協議会は、必要があると認めたときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。 (委任)	第12条 協議会は、必要があると認めたときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。 (委任)
第13条 この規則の施行について必要な事項は、世田谷区教育委員会教育長が定める。	第13条 この規則の施行について必要な事項は、世田谷区教育委員会教育長が定める。
附 則	附 則
1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。	1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。
2 平成25年4月1日から平成29年3月31日までに指定学校の指定の期間を更新する場合におけるその期間については、第5条第1項の規定にかかわらず、4年以内において委員会が定める期間とする。	2 平成25年4月1日から平成29年3月31日までに指定学校の指定の期間を更新する場合におけるその期間については、第5条第1項の規定にかかわらず、4年以内において委員会が定める期間とする。
附 則(平成22年11月26日世教委規則第16号)	附 則(平成22年11月26日世教委規則第16号)
この規則は、平成22年12月1日から施行する。	この規則は、平成22年12月1日から施行する。
附 則(平成25年3月29日世教委規則第4号)	附 則(平成25年3月29日世教委規則第4号)
この規則は、平成25年4月1日から施行する。	この規則は、平成25年4月1日から施行する。
附 則(平成29年3月31日世教委規則第11号)	附 則(平成29年3月31日世教委規則第11号)
(施行期日)	(施行期日)

改正後	改正前
<p>1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の第4条の規定により世田谷区学校運営協議会を置く小学校又は中学校として指定された学校は、改正後の第3条の規定により世田谷区学校運営協議会を置いた学校とみなす。</p> <p><u>附 則 (平成31年3月29日世教委規則第6号)</u> <u>この規則は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の第4条の規定により世田谷区学校運営協議会を置く小学校又は中学校として指定された学校は、改正後の第3条の規定により世田谷区学校運営協議会を置いた学校とみなす。</p>